

吹田市子ども・子育て支援審議会
令和 6 年（2024 年）8 月 27 日
学校教育部教育未来創生室
児童部保育幼稚園室
地域教育部放課後子ども育成室

第 3 期吹田市教育振興基本計画
吹田市教育ビジョン（素案）【抜粋】

吹田市教育ビジョン

1 策定の趣旨

本市では、平成 22 年（2010 年）3 月に、10 年間を計画期間とし、「今 吹田から 未来の力を ～ 生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育～」を教育理念に掲げた、第 1 期吹田市教育振興基本計画である「わが都市すいたの教育ビジョン」を策定し、その後、令和 2 年（2020 年）3 月に、5 年間を計画期間とし、第 1 期の教育理念を引き継いだ、第 2 期吹田市教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」を策定し、教育行政を推進してきました。

この間、国では、令和 5 年（2023 年）に第 4 期教育振興基本計画が策定され、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という 2 つのコンセプトと、その実現に向けた方針が示されました。ウェルビーイングがキーワードの 1 つとなっており、子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教員のウェルビーイングを確保することが必要であること、そして、学校が教員のウェルビーイングを高める場となることが重要であることが示されています。

また、同年にはこども基本法の制定、ならびにこども大綱が閣議決定され、すべての子供・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指されています。

そのような中、本市においては、誰一人取り残さない学びの保障の推進、子供・若者支援体制の充実や教員の働き方改革の推進など、中長期的に取り組んでいく必要のある課題があります。

本計画は、国・社会の動向や本市の現状と課題を踏まえ、本市がめざすべき教育の基本的な方向性とその施策を明らかにし、必要な施策を総合的・計画的に推進するため定めるものです。

2 計画の位置づけ

教育基本法第 17 条第 2 項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。対象は本市教育委員会の所管事務とします。「吹田市第 4 次総合計画」を上位計画とします。

3 計画の期間

令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）の 5 年間

4 体系図

<基本構想>

| | | |
|----------|--|---------------------------|
| 教育 理念 | いのち <small>あす</small> 生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育 | |
| | 基本目標 1 総合的人間力の 育成 | 基本目標 2 社会全体の 教育力の向上 |

<基本計画>

<重点課題>

| | | | | | | |
|---------------|--------------------------------|------|----------------------------|--------------------|-----------------------|----------|
| 基本 方向 1 | 幼児教育を通して 総合的人間力の基 礎を培います | 施策1 | 質の高い幼児教育の提供 | 重点課題1 | 重点課題2 | 重点課題3 |
| | | 施策2 | 小学校との円滑な接続を重視した 教育内容の充実 | | | |
| | | 施策3 | 多様なニーズに応じた子育て支援の推進 | | | |
| 基本 方向 2 | 義務教育を通して 総合的人間力の基 礎を培います | 施策4 | 確かな学力の育成 | 誰一人取り残されない学びの保障の推進 | 誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実 | 教員の働き方改革 |
| | | 施策5 | 豊かな心の育成 | | | |
| | | 施策6 | 健やかな体の育成 | | | |
| | | 施策7 | 多様な課題に対応する力の育成 | | | |
| | | 施策8 | 小中一貫教育の推進 | | | |
| 基本 方向 3 | 一人ひとりが尊重 される学びを推進 します | 施策9 | 児童生徒を支援する生徒指導の充実 | 誰一人取り残されない学びの保障の推進 | 誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実 | 教員の働き方改革 |
| | | 施策10 | 特別支援教育の充実 | | | |
| | | 施策11 | すべての子供の学ぶ機会の確保 | | | |
| 基本 方向 4 | 安心・安全で豊かな 学校環境を整備し ます | 施策12 | 教職員の資質能力の向上 | 誰一人取り残されない学びの保障の推進 | 誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実 | 教員の働き方改革 |
| | | 施策13 | 教員の働き方改革の推進 | | | |
| | | 施策14 | 学校・園運営体制の強化・多様な主体と の連携 | | | |
| | | 施策15 | 安心・安全な学校・園の整備 | | | |
| | | 施策16 | 学校規模適正化等の教育環境の整備 | | | |
| | | 施策17 | 教育DXの推進 | | | |
| 基本 方向 5 | 青少年の健やかな 育ちを支援します | 施策18 | 地域全体での青少年育成活動の推進 | 誰一人取り残されない学びの保障の推進 | 誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実 | 教員の働き方改革 |
| | | 施策19 | 遊びや体験活動の推進 | | | |
| | | 施策20 | 子供・若者の支援に関する取組 | | | |
| | | 施策21 | 放課後の居場所づくりの充実 | | | |
| 基本 方向 6 | 生涯を通じて 豊かな学びを提供 します | 施策22 | 生涯学習プログラムの充実 | 誰一人取り残されない学びの保障の推進 | 誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実 | 教員の働き方改革 |
| | | 施策23 | 循環型の生涯学習社会の実現 | | | |
| | | 施策24 | 図書館を通じた豊かな学びの場の提供 | | | |
| | | 施策25 | 文化財を通じた豊かな学びの場の提供 | | | |

基本方向1 幼児教育を通して総合的人間力の基礎を培います

■ 基本方向のねらい

人格形成にとって重要な幼児期に、遊びや生活の中でさまざまな人やものと主体的に関わり、総合的人間力の基礎を培うとともに、小学校への円滑な接続に向けた取組を進めます。また、地域や保護者の多様なニーズに応じた子育て支援を推進します。

■ 現状と課題

- 平成27年（2015年）から「子ども・子育て支援新制度」が実施されたことにより、幼稚園や認定こども園などを通じてすべての子供が健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められています。
- 本市では、いろいろな遊びを通して子供たちの成長を促したり、地域の保育所や、小・中学校、高齢者などさまざまな人との交流を行ったりして、人と関わる力をはじめとした総合的人間力の基礎となる力を育成してきました。
- 「幼保小の架け橋プログラム」で掲げられている架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現に向けて小学校や近隣園とのさらなる連携を図る必要があります。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実現できるよう、幼児教育、保育の質の向上に努めるとともに、経験の浅い教職員が増加しており、経験年数や課題に応じた研修の実施、園や教職員同士の交流、学び合う機会の充実など、教職員の資質向上に向けた支援が重要です」
- 地域の実態や保護者のニーズに応じた子育て支援を充実させ、安心して子育てできる環境づくりが求められています。
- ICT機器を活用した子育て相談や育児教室を実施しました。子育て支援の充実に向けて、ICT機器のさらなる活用の創意工夫が求められています。

■ 施策

施策1 質の高い幼児教育の提供

子供たちが園生活に主体的に関われるよう、教育的意図をもった働きかけを行うとともに、地域の小学校・保育所をはじめさまざまな人との交流により人と関わる力を育み、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育の実践を進めます。

研修の企画や経験の少ない教職員の指導・助言を行う幼児教育アドバイザーのさらなる活用によって教職員研修の充実を図り、教育・保育の実践力の向上に努めます。

幼稚園教育要領及び「吹田市立幼稚園・こども園教育課程の編成の基準」に沿った教育・保育が行えるよう教職員研修を実施するとともに、その成果を発信することで、各園の教育実践力を育成します。

施策2 小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実

子供の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教諭との合同研修や意見交換を行うことで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有します。また、小学校との継続的な交流を通し小学校への円滑な接続に努めます。

配慮を要する子供の就学については、就学する小学校や関係機関と連携し、子供とその保護者の不安解消に努めるとともに、「個別の教育支援計画」作成や丁寧な引継ぎを行うことにより小学校への円滑な移行に努めます。

施策3 多様なニーズに応じた子育て支援の推進

多様な保護者ニーズに応じるために、在園児を対象とした一時預かり保育の実施や、入園前の子供やその保護者を対象とした園庭開放や子育て相談、親子教室等について ICT 機器の活用により一層充実を図るとともに、保護者の不安や悩みの軽減につながるよう家庭教育の支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

■ 指標

| | | | | | |
|---------------|---------|-----|-----|--------|----------|
| 幼児教育アドバイザーの活用 | | | | | |
| 6回 | (令和5年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 12回 | (令和11年度) |
| 小学校と各園の交流回数 | | | | | |
| 12回 | (令和5年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 18回 | (令和11年度) |
| 子育て支援の取組の開催回数 | | | | | |
| 2,846回 | (令和5年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 3,000回 | (令和11年度) |

基本方向5 青少年の健やかな育ちを支援します

■ 基本方向のねらい

家庭、地域、学校がさまざまな課題を共有し、連携を深めることにより、地域全体で教育力の向上を図ります。青少年に向けた、多様な体験や学習の場、仲間づくりの場の提供を通して、その健やかな成長を支えます。

■ 現状と課題

○地域社会とのつながりや人間関係が希薄になり、家庭や地域での教育力の低下が懸念されており、さらに、インターネットや SNS を活用した新しい生活様式への移行とともに、人と人とのふれあいや体験活動の減少などが危惧されています。本市では青少年の健やかな成長を支えるため、子供たちに身近な地域の方々の協力を得ながら、青少年の見守り活動、安心・安全な居場所及び体験活動を通じた交流の場の提供に努めています。「地域の子供は地域が守り育てる」意識を醸成するため、青少年を取り巻く課題等についての啓発や指導者養成に取り組みながら、地域における青少年育成活動の活性化を図ります。

○青少年施設では、次代を担う青少年の成長に不可欠な自然体験や生活文化体験、社会体験などのさまざまな体験活動や人との交流の場の提供に努めています。

また、不登校等の課題を抱える児童・生徒を対象に「さわやか元気キャンプ」事業を実施し、自然体験活動を通じて人との関わりを持ちながら、社会的自立への支援に取り組んでいます。多様な活動・体験を通じて、豊かな人間性や社会性、自立性を育むことができる環境づくりを進める必要があります。

○年々、子供・若者をめぐる問題は複雑化・複合化しており、ヤングケアラーや貧困等、子供のみでなく世帯全体に課題があるケースも多く、自ら支援を求めることができない状況です。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、早期発見・早期支援につなげることが重要です。

中学校卒業後も支援からこぼれ落ちないように、福祉関係機関や他の支援機関等と連携し、切れ目のない支援を行うよう、さらなる支援体制強化が必要です。

○子供・若者の成長の場である家庭・学校・地域などが、安心・安全な居場所としてより良い環境となるよう社会全体に求められています。本市では、放課後の安全で安心な居場所づくりを目的に、学校活動と連携し、「太陽の広場」と「留守家庭児童育成室」を同一小学校内で実施し、見守りボランティアや育成室指導員などが連携して、両事業の子供たちが一緒に放課後を過ごす校内連携型の取り組みを進めています。

児童数や、就労している保護者も増加傾向にあり、放課後の児童の居場所を確保する必要性がますます高まっています。

また、高齢化や人材不足などにより、これまで地域が主体となって行っている「放課後の居場所づくり」事業の継続が難しくなっており、地域の負担を軽減し、持続可能な事業とするための仕組みづくりが必要です。

留守家庭児童育成室については、住宅開発や共働き家庭の増加に伴い、入室希望児童数が増加しており、待機児童の解消には至っていません。また、小学校の教室が不足していること

や、直営の育成室については、全国的に指導員のなり手が不足していることからもあり、施設及び指導員の確保が課題となっています。

■ 施策

施策18 地域全体での青少年育成活動の推進

自然体験をはじめとする多様な体験や学習の機会、さまざまな人との交流の機会を提供し、青少年の主体的な取組を支援することで豊かな人間性や社会性を育むとともに、見守り活動を通して非行の防止に取り組み、青少年の健全育成を地域全体で支えます。

また、青少年を取り巻く社会的な課題の啓発や誰もが気軽に見守り等のボランティア活動に参加できるように、講習会や研修会を開催し、青少年の健全育成を地域全体で進めていきます。

施策19 遊びや体験活動の推進

青少年が活動できる場や仲間づくりができる機会を提供し、さまざまな経験を通して成長できるように支援を行います。施設の特徴を生かして、青少年に様々な体験活動の場を提供します。

施策20 子供・若者の支援に関する取組

重点課題2に記載

施策21 放課後の居場所づくりの充実

こども家庭庁と文部科学省が連携し、多様なこどもの居場所づくりの推進強化を図るなか「こどもプラザ事業」と「留守家庭児童育成室」の校内交流及び連携についてさらに推進して取り組み、学校・地域の協力を得ながら持続可能な仕組みづくりを構築します。「こどもプラザ事業」として、地域の方々の協力を得ながら実施している「太陽の広場」については、人材不足等の課題を解決し、持続可能な事業とするための取組を進めます。「留守家庭児童育成室事業」では、待機児童の解消に向けて、必要な施設や指導員の確保、民間事業者への運営業務の委託等、必要な取組を進めます。

さらに、子供が安心・安全に過ごせる居場所をさらに充実させるため、図書館や児童館など各種公共施設の活用に向けて関係部局と連携を図ります。

■ 指標

| | | | | | |
|-------------------------|---------|-----|-----|--------|----------|
| 青少年指導者講習会の年間受講者数 | | | | | |
| 161人 | (令和5年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 350人 | (令和11年度) |
| 青少年施設主催イベント・講座などの年間参加者数 | | | | | |
| 8.6万人 | (令和5年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 14万人 | (令和11年度) |
| 太陽の広場などの年間参加者数 | | | | | |
| 14.5万人 | (令和5年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 22.7万人 | (令和11年度) |
| 留守家庭児童育成室の待機児童数 | | | | | |
| 106人 | (令和5年度) | ▶▶▶ | 目標値 | 0人 | (令和11年度) |

(参考) 計画の進行管理

本計画で示す重点課題と基本方向は、毎年度、具体的な事業を盛り込んだ実施計画を策定し、個別の事業によって実施します。また、実施した事業の成果や進捗状況は、市が実施する行政評価、教育委員会が本計画で設定した指標に基づき実施する点検・評価により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。教育委員会が実施する点検・評価結果は「教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書」として作成し、市議会へ報告するとともに公表します。

Plan (計画) - Do (実施) - Check (評価) - Action (改善) のサイクル (PDCA サイクル) を活用し、継続的な見直しを行うことにより、効果的・効率的に取組を推進し、教育ビジョンの実現を図ります。

